



平成 28 年 2 月 9 日
国際平和協力本部事務局

南スーダン国際平和協力業務実施計画の変更について

1. 趣旨

我が国は、国際連合南スーダン共和国ミッション (UNMISS) に、平成 23 年 11 月から司令部要員を、平成 24 年 1 月から陸上自衛隊の施設部隊を派遣しています（なお、南北スーダン問題への対応として、平成 20 年 10 月に国際連合スーダン・ミッション (UNMIS) へ司令部要員派遣を開始（～平成 23 年 9 月））。

南スーダンは、スーダンにおける長年の内戦を経て南北間の和平を達成した後、2011 年（平成 23 年）7 月に独立を果たしました。しかしながら独立から 4 年半経過した今、国内における政治的混乱の解決が南スーダンの国作り支援の大きな課題となっています。南スーダンの平和と安定は、アフリカの平和と安定にとり重要です。同国の平和と安定のため、国際社会が協力して取り組む必要があります。

こうした状況を背景に、昨年 12 月 15 日、安保理において UNMISS の活動期間を 2016 年（平成 28 年）7 月 31 日まで約 8 か月延長する安保理決議第 2252 号が採択されました。これを踏まえ、我が国の南スーダン国際平和協力業務実施計画を変更して、下記のとおり、派遣期間を延長することとなりました。

なお、国際平和協力法第 7 条第 1 号及び同条第 3 号の規定に基づき、変更に係る実施計画の内容及び変更前の期間における実施の状況について、国会に報告することとなっています。

2. 変更内容

○派遣期間の延長

- ・ 現行の派遣期間：平成 28 年 2 月 29 日まで
- ・ 延長後の派遣期間：平成 28 年 10 月 31 日まで（8 か月の延長）